

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 G 1 - 2
- 2 案件名 雨量計改修工事
- 3 案件場所 宝塚市 川面 1 丁目外 地内
- 4 契約期間 契約日 ~
令和 4 年 (2022 年) 9 月 3 0 日まで
- 5 契約相手方
住所 : 大阪府大阪市北区堂島浜 2 - 2 - 8
社名 : 西菱電機株式会社大阪支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当
(指定理由)
 - 1 当市が使用している雨量監視システムはアンリツ株式会社の製品を利用しており、雨量計からの信号をテレメータ経由で上位操作端末 (PC ロガー装置) に送信し雨量情報としてとりまとめを行う一貫したものになります。雨量計の更新作業は、前述のとおり現地テレメータのパルス信号の入力確認と再調整、及び市役所に設置している PC ロガー装置の正常値確認作業に至るまで一貫した作業になり、他の業者で施工することは困難です。
 - 2 本雨量計の更新を他の業者が行い、問題が生じた場合、雨量計あるいはシステム自体に問題があるのか、責任の所在が不明確となり、防災情報である雨量データの提供に著しく遅れが生じる恐れがあります。
 - 3 別紙のとおり、雨量計等テレメータに係る業務についてアンリツ株式会社より西菱電機株式会社へ移管されたこと、及び上記 1, 2 の理由から西菱電機株式会社を指定します。
7. 問合わせ先
課名 : 公園河川課 内線 : 2 2 8 3

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管工4-3
- 2 案件名 市立御殿山中学校プール補修工事
- 3 案件場所 宝塚市 御殿山1丁目 地内
- 4 契約期間 契約のあった日から
令和4年(2022年)11月30日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市中央区安土町3-4-16 船場オーセンビル
社名：ヤマハ発動機株式会社 西日本営業所
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
(指定理由)
既設FRP製プールの接合部の補強・ライン塗装等、既設設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、同設備の使用において、責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生ずるおそれがあるため。
7. 問い合わせ先
課名：施設課 内線：2186